

昭和49年度公営住宅標準工事費

(建設省住建発第124号)
(昭和49年4月15日)

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第7条第4項及び第8条第5項の規定による昭和49年度の公営住宅の標準工事費、標準補修費及び標準宅地復旧費は、次のとおりとする。

第1 標準工事費等の構成

標準工事費、標準補修費及び標準宅地復旧費は、第2以下の規定により算出した工事費、補修に要する費用及び宅地の復旧に要する費用にそれぞれ附帯事務費を加えた額とする。

第2 公営住宅建設事業(公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第2条第1項第1号の事業をいう。以下同じ。)、災害公営住宅建設事業(公営住宅法施行規則第2条第1項第3号の事業をいう。以下同じ。)及び既設公営住宅復旧事業(公営住宅法施行規則第2条第1項第4号の事業をいう。以下同じ。)における工事費

公営住宅建設事業、災害公営住宅建設事業及び既設公営住宅復旧事業の工事費(以下「工事費」という。)は、別表第1に掲げる種類別、構造別及び地区別の区分に従い、公営住宅の戸数に、それぞれの区分に属する1戸当たり工事費を乗じて得た額の合計額とする。

第3 工事費の特例

1 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合

公営住宅の種類別及び構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合(量産公営住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。)の工事費は、同表に掲げる1戸当たり工事費にその1戸当たり平均床面積を1戸当たり標準床面積で除した数値を乗じて得た額を1戸当たり工事費として、第2の規定を適用するものとする。ただし、当該事業主体の建設する他の構造の公営住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、建設大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{Bi'}{Bi} \cdot Ci \cdot Ai$$

ただし、 $D > \Sigma Ci \cdot Ai$ のときは、 $\Sigma Ci \cdot Ai$ とする。

D:工事費

Bi :別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積

Bi' :構造別ごと1戸当たり平均床面積

Ci :別表第1に掲げる1戸当たり工事費

Ai :構造別ごとの公営住宅の戸数

(i は構造別を示す添字である。)

2 団地が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり工事費の高い地区に属するものとして、第2の規定を適用するものとする。

3 工事費を増額する場合

第2の規定にかかわらず、次の1に該当する場合において、建設大臣が必要と認めるときは、工事費は、第2の規定により算出した額に、イ及びロにあっては1戸当たり1,000,000円以下、ハにあっては1戸当たり10,000,000円以下、ニからチまでにあっては1戸当たり500,000円以下、リ及びヌにあっては1戸当たり1,000,000円以下で建設大臣が認定した額を加算した額とする。

イ 特殊基礎工事を行う場合。

ロ 量産公営住宅、農山漁村向公営住宅、心身障害者世帯向公営住宅及び同和向公営住宅で、種類別及び構造別ごとの1戸当たり平均床面積が実施上別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合

ハ 集会室を設ける場合

ニ 公共建築物、店舗等を併存する場合

ホ 試作住宅の工事を行う場合

ヘ 特殊屋外附帯工事を行う場合

ト ピロティ、屋上遊闘等を設ける場合

チ 多雪寒冷地区(特別豪雪地帯を含む。)において、雪害防除のために必要な工事を行う場合

リ 過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業で、契約後12箇月以上経過した時点で賃金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した

場合

又 その他特別の事情がある場合

4 北海道において石炭庫を設ける場合

北海道において、各戸に石炭庫を設ける場合においては、別表第1（北海道）に掲げる構造別ごとの1戸当たり工事費に102,000円（石炭庫の床面積が3.3m²未満のときは、102,000円に当該石炭庫の床面積を3.3m²で除した数値を乗じて得た額）を加えた額を1戸当たり工事費として、第2の規定を適用するものとする。

この場合において、石炭庫の床面積を控除した1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満のときは、石炭庫の床面積から当該床面積差を控除するものとする。

第4 既設公営住宅復旧事業における補修に要する費用及び宅地の復旧に要する費用

既設公営住宅復旧事業の補修に要する費用及び宅地の復旧に要する費用は、建設大臣が認定した額とする。

第5 附帯事務費

附帯事務費は、第2から第4までの規定により算出した公営住宅の種類別ごとの工事費、補修に要する費用又は宅地の復旧に要する費用に、別表第2の区分に従い同表に掲げる附帯事務費の算出割合を乗じて得た額とする。

第6 金額の整理

工事費、補修に要する費用、宅地の復旧に要する費用及び附帯事務費を第2から第5までの規定により算出するにあたっては、国の補助率が2分の1の場合にあっては2で、3分の2の場合にあっては3で、4分の3の場合にあっては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。

69年

別表第1

1戸当たり工事費一覧表

(内地)

構 造 別	地区別	第 1 種		第 2 種	
		1戸当たり標準床面積 m ²	1戸当たり工事費 千円	1戸当たり標準床面積 m ²	1戸当たり工事費 千円
簡易耐火構造平家建	特 别				
	大 都 市	44.4	2,104	41.1	1,998
	多雪寒冷			1,952	1,854
	一 般			1,906	1,809
簡易耐火構造2階建	特 別				
	大 都 市	51.0	2,524	47.7	2,421
	多雪寒冷			2,350	2,256
	一 般			2,292	2,199
中層耐火構造	特 別				
	大 都 市	57.0	3,350	53.7	3,234
	多雪寒冷			3,192	3,081
	一 般			3,036	2,931
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	特 別				
	大 都 市	66.0	4,204	62.7	4,095
	多雪寒冷			4,004	3,900
	一 般			3,908	3,804
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	特 別				
	大 都 市	66.0	4,992	62.7	4,860
	多雪寒冷			4,754	4,629
	一 般			4,624	4,503
高層耐火構造 (地上階数12~14階)	特 別				
	大 都 市	66.0	5,496	62.7	5,352
	多雪寒冷			5,234	5,097
	一 般			5,090	4,956
				4,962	4,833

(北海道)

構造別	地区別	第1種		第2種	
		1戸当たり標準床面積	1戸当たり工事費	1戸当たり標準床面積	1戸当たり工事費
簡易耐火構造平家建	特	m ² 46.0	千円 2,300	m ² 42.7	千円 2,190
	一般		2,170		2,067
簡易耐火構造2階建	特	52.6	2,696	49.3	2,592
	一般		2,560		2,463
中層耐火構造	石炭庫付	特	58.6	3,498	55.3
		一般		3,332	3,222
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	石炭庫付	一般	67.6	4,196	64.3
	暖房設備付	一般	66.0	4,298	62.7
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	石炭庫付	一般	67.6	4,960	64.3
	暖房設備付	一般	66.0	5,042	62.7
高層耐火構造 (地上階数12~14階)	石灰庫付	一般	67.6	5,460	64.3
	暖房設備付	一般	66.0	5,530	62.7
					5,322
					5,391

(沖縄)

構造別	第1種		第2種	
	1戸当たり標準床面積	1戸当たり工事費	1戸当たり標準床面積	1戸当たり工事費
中層耐火構造	m ² 57.0	千円 3,651	m ² 53.7	千円 3,440

地区区分

(内地)

地区別	地城
特別地区	首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法による既成都市区域及び近郊整備区域、離島振興法による離島振興対策実施地域、豪雪地帯対策特別措置法による特別豪雪地帯
大都市地区	東京、大阪、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知の1都1府5県(特別地区に該当する地域を除く。);茨城、栃木、群馬の3県(首都圏整備法による都市開発区域に限る。)京都、滋賀、奈良、和歌山、三重の1府4県(近畿圏整備法による都市開発区域に限る。),岐阜、三重の2県(中部圏開発整備法による都市整備区域及び都市開発区域に限る。)兵庫県(特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。)
多雪寒冷地区	青森、岩手、秋田、山形、福島、長野、新潟、富山、石川、福井の10県(特別地区に該当する地域を除く。),宮城県、山梨県、岐阜県(高山市、郡山郡、益田郡、揖斐郡藤橋村、特別地区に該当する地域を除く大野郡及び吉城郡に限る。),滋賀県(坂田郡伊吹村、東浅井郡浅井町、伊香郡木之本町、同余呉村、高島郡マキノ町、同今津町及び同朽木村に限る。),京都府(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、北桑田郡美山町、天田郡夜久野町、加佐郡、与謝郡、中郡、竹野郡及び熊野郡に限る。),兵庫県(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡及び朝来郡和田町に限る。),鳥取県、島根県(浜田市、益田市、江津市、邇摩郡を除く。)
奄美地区	鹿児島県(名瀬郡及び大島郡に限る。)
一般地区	上記以外の地域

(北海道)

地区別	地城
特別地区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一般地区	上記以外の地域

別表第2

附帯事務費の算出割合

(1) 公営住宅建設事業

(内地)

事業主体の当該事業における工事費の合計額	附帯事務費の算出割合
0 ~ 50,000千円	4.0%
50,001 ~ 110,000	3.8
110,001 ~ 170,000	3.6
170,001 ~ 260,000	3.4
260,001 ~ 400,000	3.2
400,001 ~ 600,000	3.0
600,001 ~ 850,000	2.8
850,001 ~ 1,250,000	2.6
1,250,001 ~ 2,000,000	2.4
2,000,001 ~ 3,400,000	2.2
3,400,001 ~ 7,800,000	2.0
7,800,001 ~ 16,000,000	1.8
16,000,001 ~ 26,000,000	1.6
26,000,001 ~	1.4

(北海道)

事業主体の当該事業における工事費の合計額	附帯事務費の算出割合	
	道	市町村
0 ~ 20,000千円	—	2.7%
20,001 ~ 55,000	—	2.5
55,001 ~	2.8%	2.3

(沖縄)

事業主体の当該事業における工事費の合計額	附帯事務費の算出割合	
	県	市町村
0 ~ 65,000千円	—	3.5%
65,001 ~ 120,000	—	3.1
120,001 ~ 260,000	—	2.7
260,001 ~ 780,000	—	2.3
780,001 ~	2.8%	1.9

(2) 災害公営住宅建設事業及び既設公営住宅復旧事業

事業主体の当該事業における工事費の合計額のいかんにかかわらず附帯事務費の算出割合は 2.5 % とする。

昭和49年度公営住宅建設用地に対する
地方債の標準単価

1. 1戸当り標準単価

(単位: 千円/戸)

地 区 別	用 地 取 得 造 成 費	用 地 造 成 費
I	4,220	880
II	3,620	760
III	3,030	650
IV	2,430	530
V	1,810	400
VI	1,200	280
VII	910	220
VIII	760	190
IX	600	160

2. 地区区分

(1) 市の部

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
北海道				札幌市 江別市	函館市 小樽市、 釧路市、 苫小牧市、 虻田市	旭川市、 室蘭市、 帯広市、 北見市、 留萌市、 稚内市	千歳市、 恵庭市、 滝川市、 網走市、 根室市	夕張市、 登別市、 市、 赤平市、 伊達市、 市、 砂川市、 士別市、 市、 富良野市、 美唄市、 三笠市、 幾内市	
青森県				青森市 八戸市	青森市 八戸市	黒石市、 十和田市、 三沢市、 弘前市	五所川原市、 七ヶ宿市		
岩手県				盛岡市	釜石市、 宮古市	一関市、 水沢市、 大船渡市	花巻市	北上市、 遠野市、 陸前高田市、 二戸市、 久慈市、 江刺市	
宮城县				仙台市、 塩竈市	石巻市、 名取市、 多賀城市、 泉市	古川市、 白石市、 岩沼市、 気仙沼市	角田市		
秋田県					秋田市	能代市、 大館市	湯沢市、 横手市、 本荘市、 鹿角市		

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
秋田県							男鹿市、 大曲市		
山形県						山形市、 米沢市、 酒田市、 鶴岡市	天童市、 新庄市、 寒河江市、 上山市	村山市、 尾花沢市、 長井市	
福島県						福島市、 郡山市	会津若松市、 いわき市	白河市、 喜多方市、 須賀川市、 相馬市、 原町市、 二本松市	
茨城県						水戸市、 古河市、 崎市、 取手市、 日立市、 土浦市	石岡市、 竜ケ崎市、 那珂湊市、 勝田市、 北茨城市、 岩井市	下波市、 筑波市、 結城市、 那珂市、 常陸太田市、 笠間市	高萩市
栃木県							宇都宮市、 小山市	足利市、 市	鹿沼市、 日光市
群馬県							高崎市、 太田市	前橋市、 桐生市、 伊勢崎市、 安中市、 渋川市、 富岡市	沼田市、 藤岡市

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
埼玉県	浦和市、川口市、大宮市、与野市、草加市、戸田市、鶴ヶ谷市、和光市、新座市	川越市、所沢市、岩槻市、春日部市、蕨市、入間市、桶川市、北本市、和光市、市、朝霞市、志木市、鶴ヶ谷市、三郷市、越谷市、八潮市	熊谷市、飯能市、東松山市、久喜市	行田市、秩父市、深谷市、加須市、羽生市	本庄市				
千葉県	市川市、船橋市、柏市、松戸市、習志野市	市川市、船橋市、柏市、小平市、日野市、市、保谷市、多摩市、稻城市	千葉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市	野田市、佐倉市、市原市	銚子市、成田市、夷隅市、夷隅市、君津市、霞浦市	夷隅市、八日市	旭市	鴨川市	
東京都	東京都区部、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、保谷市	立川市、府中市、昭島市、町田市、八王子市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市	昭島市、町田市、八王子市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市	青梅市、秋川市					
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市	三浦市、寒川町					

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
静岡県	市、駿河市、藤沢市、逗子市、横須賀市	駿河市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市	市、南足柄市						
新潟県									
富山县									
石川県									
福井県									

地区別	I	II.	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
山 犀 島					甲府市、富士吉田市、都留市	大月市、塩山市			垂崎市
長 野 県						長野市、松本市、諏訪市、上田市、飯田市、小諸市、伊那市、飯田市、須坂市、中野市、更地市、佐久市、大町市			
岐 阜 県				岐阜市	大垣市、羽島市、各務原市	閔市	多治見市、瑞浪市、土岐市、美濃加茂市、岐阜市、恵那市		
靜 畜 県			静岡市、濱松市、熱海市	浜松市	伊東市、沼津市、三島市、慈城市、富士市	磐田市、御殿場市、裾野市、湖北市、島田市、袋井市、下田市	富士宮市、天竜市、湖北市、韮崎市	掛川市	
愛 知 県			名古屋市	岡崎市、一宮市	豊橋市、瀬戸市、半田市、津日井市、刈谷市、江南市、安城市、豊明市、西尾市、浦郡市、犬山市、小牧市、大府市	尼西市	豊川市、新城市		

地区別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
愛 知 県					市、知多市、知立市、尾張旭市、瀬戸市				
三 重 県					桑名市	津市、鈴鹿市、松阪市、伊勢市、四日市市、上野市、鳥羽市、山市、熊野市	久居市、鳥羽市、上野市、伊勢市、四日市市、伊勢市、山市、熊野市	名張市、尾鷲市	
滋 賀 県					大津市	彦根市、草津市、近江八幡市、守山市	近江八幡市、守山市		
京 都 府	京都府	長岡京市	宇治市、向日市	城陽市	福知山市、舞鹤市	宮作市、危闊市			綾部市
大 阪 府	大阪府	吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、堺市、門真市、堺市	岸和田市、泉佐野市、貝塚市、和泉市、泉南市						
兵 庫 県	西宮市、芦屋市	神戸市、尼崎市、伊丹市、明石市、川西市	姫路市、三田市、相生市、赤穂市	洲本市、相生市、赤穂市	豐岡市、三木市、西脇市	小野市、宍粟市			

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
兵 庫 県	宝塚市				高砂市、加古川市				
奈 良 県	奈良市、大和高田市、橿原市、生駒市	天和郡山市、交理市	櫛井市、五条市、御所市、新宮市						
和 歌 山 県	和歌山市	田辺市	海南市、橋本市、有田市、御坊市、新宮市						
鳥 取 県			鳥取市	米子市、境港市					
島 根 県			松江市、淡田市	平田市、安来市、出雲市	大田市、益田市、江津市				
岡 山 県		岡山市	倉敷市	津山市、玉野市	井原市、宍粟市、三次市	備前市、新見市			
広 島 県	広島市	吳市、福山市	三原市、尾道市、因島市、府中市	竹原市、大竹市	三次市	庄原市			
山 口 県				下関市、徳山市、新湊市	防府市、下松市、光市、岩国市	小野田市、柳井市、長門市、美祢市			

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
徳 岛 県				高松市	德島市、鳴門市	阿南市、小松島市			
香 川 県				丸亀市	坂出市、觀音寺市、善通寺市				
愛 媛 県			松山市		今治市、八幡市、伊予市、大洲市、北条市、東子島市、西条市、新居浜市、川之江市	宇和島市、伊予市、大洲市、北条市、東子島市、新居浜市、川之江市			
高 知 県					高知市	室戸市、土佐市、南国市、須崎市、土佐清水市	安芸市、宿毛市		
福 岡 県						久留米市、行橋市、春日市、筑紫野市、大川市、筑後市、直方市、大牟田市、中間市	飯塚市、柳川市、田川市、八女市、小郡市、甘木市	山田市	豊前市
佐 賀 県							佐賀市	多久市、鳥栖市、鹿島市、武雄市	多久市、伊万里市

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
長崎県			長崎市		佐世保市	島原市、諫早市	福江市、大村市	平戸市、松浦市	
熊本県				熊本市	八代市、人吉市、本渡市	荒尾市、水俣市、玉名市、牛深市	山鹿市、菊池市、宇土市		
大分県			別府市		大分市、日田市、津久見市	由布市	中津市、宇佐市、豊後高田市、竹田市、佐伯市		
宮崎県					延岡市	宮崎市	都城市、日南市、小林市、日向市、えびの市、串間市	西部市	
鹿児島県				鹿児島市	名瀬市	川内市、出水市、阿久根市、指宿市	鹿屋市、大口市、垂水市	霧島市、大口市、加世田市、枕崎市	
沖縄県				那覇市	沖縄市、浦添市、宜野湾市	石川市	平良平、貝志川市	他は未定	

(2) 町 村 の 部

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
北海道							札幌郡広島町	屯田郡七飯町	左記以外の町村
							石狩郡石狩町	屯田郡上磯町	
							虻田郡伊知妄町	虻田郡白老町	
							岩内郡若内町	有珠郡王酈町	
							静内郡静内町	中川郡幕別町	
							河東郡音更町	河東郡平内町	英津経郡平内町
									同 境 今別町
									西津経郡木造町
									南津経郡浪岡町
									北津経郡金木町
									同 郡 軽別郡後藤町
									同 郡 天狗林村
									下北郡大越町
									三戸郡田子町
									同 郡名川町
									同 郡南部町
									柴波郡都南村
									左記以外の町村
									伊具郡丸森町
									亘理郡山元町
									黒川郡七ヶ浜町
									大河原町
									同 郡大河原町
									同 郡直理町
									同 郡宮城郡富林町
									同 郡小野田町
									同 郡加美郡一迫町
									同 郡利根町
									同 郡都波村
									同 郡都波村
									同 郡米山町
									同 郡石越町
									同 郡追町
青森県									左記以外の町村
岩手県									奥田郡村田町
宮城県									同 郡柴田町

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
宮崎県									
鹿児島県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
熊本県									
大分県									

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
千葉県									
東京都									
神奈川県	西多摩郡羽村町 同 同	西多摩郡日の出村 同 同	足柄上郡松田町 同 足柄上郡大磯町 同 同	足柄上郡中井町 同 都 同 同 同	足柄上郡山北町 同 都 同 同 同 同	北浦原郡北川町 北魚沼郡小山町 同 同 同 同 同 同	北浦原郡黒崎村 北魚沼郡龜田町 同 同 同 同 同 同	射水郡下村 同 同 同 同 同 同	左記以外の町村 左記以外の町村 左記以外の町村 左記以外の町村 左記以外の町村 左記以外の町村 左記以外の町村 左記以外の町村 左記以外の町村 左記以外の町村
新潟県									
富山县									
石川県									

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									

地区別 類別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
長野県									
岐阜県									
静岡県									

東筑摩郡波田町
木曾郡大曾郡
同 岩島村
都 上島町
上久保町
佐久町
都 小海町
同 上田町

羽島郡川島町
八郎郡神戸町
山県郡高鈴町
加茂郡坂尻町
同 郡小海町
同 郡八百津町
可児郡御嵩町
吉城郡乗山町
同 郡古川町
同 郡弓津町
同 郡南伊豆町
同 郡西伊豆町
同 郡御前崎町
同 郡榛原町
同 郡吉田町
同 郡金谷町
同 小笠郡大治町
同 郡小笠町
同 郡菊川町
同 郡磐梯町

不破郡垂井町
安八郡安八町
都 上郡八幡町
本郷郡可児町
同 可児郡下呂町
同 郡三ヶ日町
同 伊豆長脚町
同 郡韭山町
同 郡大仁町
同 太郡西諸羅町
同 名郡小山町
同 太郡東伊豆町
同 郡水原町
同 郡可美村
同 郡新居町
同 郡舞阪町
同 方郡賀茂町

磐田郡尾崎町
泉町
同 郡日出町
同 郡由比町
同 郡富士士川町
同 郡可美村
同 郡新居町
同 郡舞阪町
同 方郡賀茂町

磐田郡鬼塚町
本郷郡北方町
同 郡北峰町
同 郡岩村町
同 郡金山町
同 壱原郡笠原町
同 郡下呂町
同 郡三ヶ日町
同 伊豆長脚町
同 郡韭山町
同 郡大仁町
同 太郡西諸羅町
同 名郡小山町
同 太郡東伊豆町
同 郡水原町
同 郡可美村
同 郡新居町
同 郡舞阪町
同 方郡賀茂町

左記以外の町村
羽島郡川島町
安八郡神戸町
山県郡高鈴町
加茂郡坂尻町
同 郡小海町
同 郡八百津町
可児郡御嵩町
吉城郡乗山町
同 郡古川町
同 郡弓津町
同 郡南伊豆町
同 郡西伊豆町
同 郡御前崎町
同 郡榛原町
同 郡吉田町
同 郡金谷町
同 小笠郡大治町
同 郡小笠町
同 郡菊川町
同 郡磐梯町

地区別 類別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
静岡県									
愛知県									

引佐郡細江町
同 郡引佐町
同 方郡修善寺町
同 天城郡ヶ島町
同 郡土肥町
同 郡中田町
同 郡中島町
同 箕郷町
同 大井川町
左記以外の町村
同 郡立田町
同 郡八幡町
同 憧楽郡風来町
同 美郷町

中島郡大和町
同 郡小牧町
同 日吉町
同 大口町
同 郡扶桑町
同 郡祖父江町
同 中島郡大久保町
同 郡共祖町
同 郡新川町
同 郡新川町
同 郡西春日井町
同 郡日井町
同 海部郡南知多町
同 郡武豊町
同 多郡阿久比町
同 郡美浜町
同 豊一色町
同 郡吉良町
同 郡新田郡幸田町
同 西加茂郡三好町
左記以外の町村
同 郡立田町
同 郡八幡町
同 憧楽郡風来町
同 美郷町

三重郡朝日町
同 郡飯野町
同 郡小俣町
左記以外の町村
同 郡立田町
同 郡八幡町
同 憧楽郡風来町
同 美郷町

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									

別区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
兵庫県									
奈良県									
和歌県									
鳥取県									

地区別 県別		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
島	岐									
島	根									
岡	山									
広	島									

八重山郡	豊原町 同 東部三郷町 同 都城町 同 西伯郡日吉港町 左記以外の町村
大宜味村	大宜味村 同 都城川町 同 大原郡大茅町 同
八丈島	八丈島町 同 大原郡大茅町 同
八丈島	八丈島町 同 大原郡大茅町 同

地区別 県別		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
広	島									
山	口									
徳	島									
香	川									
愛	媛									

八重山郡	豊原町 同 東部三郷町 同 都城町 同 西伯郡日吉港町 左記以外の町村
大宜味村	大宜味村 同 都城川町 同 大原郡大茅町 同
八丈島	八丈島町 同 大原郡大茅町 同
八丈島	八丈島町 同 大原郡大茅町 同
八丈島	八丈島町 同 大原郡大茅町 同

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
高知県									左記以外の町村
福岡県									左記以外の町村
佐賀県									左記以外の町村
長崎県									左記以外の町村

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
熊本県									左記以外の町村
大分県									左記以外の町村
宮崎県									左記以外の町村
鹿児島県									左記以外の町村
沖縄県									地図未定